

河合町いじめ問題対策連絡協議会等条例をここに公布する。

平成28年 6 月 24 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第17号

河合町いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 河合町いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第9条）

第3章 河合町いじめ防止対策調査委員会（第10条—第16条）

第4章 河合町いじめ問題に関する第三者委員会（第17条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、河合町が設置する河合町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 河合町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、河合町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 河合町立学校
- (2) 河合町教育委員会事務局
- (3) 奈良県こども家庭相談センター
- (4) 奈良地方法務局
- (5) 奈良県警察

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 河合町いじめ防止対策調査委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、河合町いじめ防止対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関する調査研究に関すること。
- (2) 法第12条の規定により定める河合町におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針及び法第13条の規定により定める河合町立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に基づく事務事業の実効性等の検証に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために必要な措置に対する提言に関すること。

2 教育委員会は、前項の規定による諮問に対する調査委員会の答申、意見具申等（以下「答申等」という。）があったときは、河合町立学校の児童又は生徒及びその保護者に対し、速やかに、その答申等の内容及びこれに対する教育委員会の方針を報告しなければならない。

（組織）

第12条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

（臨時委員）

第13条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第14条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長

が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 調査委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（準用）

第16条 第5条、第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第9条中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

#### 第4章 河合町いじめ問題に関する第三者委員会

（設置）

第17条 法第30条第2項の規定に基づき、河合町いじめ問題に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を置くことができる。

（所掌事務）

第18条 第三者委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、委嘱の日から諮問内容についての調査及び答申が完了する日までとする。

（準用）

第20条 第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、第三者委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条及び第9条中「連絡協議会」とあるのは「第三者委員会」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務部総務課」と、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第15条中「調査委員会」とあるのは「第三者委員会」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、調査委員会又は第三者委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、調査委員会又は第三者委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の3項を加える。

31 河合町いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 5,000 円
32 河合町いじめ防止対策調査委員会委員	日額 5,000 円
33 河合町いじめ問題に関する第三者委員会委員	日額 5,000 円

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 24日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第18号

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年6月1日から適用する。

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 24 日

河合町長 岡 井 康 徳

### 河合町条例第19号

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年3月河合町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表の」を「次の」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 法第19条第1項第1号の認定を受けた支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)の利用者負担額は、別表第1のとおりとする。

(2) 法第19条第1項第2号の認定を受けた支給認定子ども(以下「2号認定子ども」という。)及び同項第3号の認定を受けた支給認定子ども(以下「3号認定子ども」という。)の利用者負担額は、別表第2のとおりとする。

附則第3項中「別表の」を「別表第1の」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表第1 (第3条関係)

1 特定教育・保育(町立幼稚園に限る。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(単位:円)		
階層	定義	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含)	0	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	1,500	0
C1	市町村民税所得割課税額77,100	3,100	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	6,200	6,200	0

	円以下の世帯	帯			
C2	市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯		6,200	6,200	0
C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯		6,200	6,200	0

2 1の表以外の特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（単位：円）		
階層	定義	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含）	0	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	1,500	0
C1	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	6,400	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	12,800	6,400	0
C2	市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	16,400	8,200	0
C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	20,500	10,250	0

備考

- これらの表において、「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- これらの表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条



の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

- 3 これらの表において、4月分から8月分までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額に応じて決定するものとする。
  - 4 同一世帯において満3歳から小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第3学年までの子ども（特別支援学校幼稚部に就学し、情緒障害児短期治療施設に通所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している子どもを含む。）の範囲内で当該幼稚園児が最年長の子どもを「第1子」、最年長の子どもから2人目の子どもを「第2子」、最年長の子どもから3人目以降の子どもを「第3子」とする。
  - 5 前項の規定にかかわらず、B階層及びC1階層に認定された保護者等の属する世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に定める特定被監護者等が2人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち、最年長の者を「第1子」、最年長の者から2人目の者を「第2子」、最年長の者から3人目以降の者を「第3子」とする。
  - 6 これらの表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号に掲げる世帯とする。
    - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
    - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
      - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
      - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
      - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
      - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 別表第1の次に次の表を加える。

別表第2（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除

く。)を受けたときの利用者負担の額(保育標準時間認定)

各月初日において教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(単位:円)		
階層	定義	0~2歳児	3歳児	4~5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	7,200	4,800	4,800
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	7,800	6,600	6,600
	ひとり親世帯等以外の世帯	15,600	13,200	13,200
C2	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	12,000	10,800	10,800
	ひとり親世帯等以外の世帯	24,000	21,600	21,600
C3	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯	24,000	21,600	21,600
C4	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	35,600	28,900	24,000
C5	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	48,800	28,900	24,000
C6	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	64,000	28,900	24,000
C7	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	65,800	28,900	24,000

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額(保育短時間認定)

各月初日において教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（単位：円）		
階層	定義	0～2歳児	3歳児	4～5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
	ひとり親世帯等以外の世帯	7,200	4,800	4,800
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	7,600	6,400	6,400
	ひとり親世帯等以外の世帯	15,200	12,900	12,900
C2	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	11,700	10,500	10,500
	ひとり親世帯等以外の世帯	23,500	21,100	21,100
C3	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯	23,500	21,100	21,100
C4	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	34,800	28,300	23,500
C5	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	47,800	28,300	23,500
C6	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	62,700	28,300	23,500
C7	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	64,400	28,300	23,500

備考

- これらの表において、「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

2 これらの表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

3 これらの表において、4月分から8月分までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額に応じて決定するものとする。

4 1の表において、「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間（1日当たり11時間）までの保育必要量の認定を、2の表において「保育短時間認定」とは、同条同項の規定による1月当たり平均200時間（1日当たり8時間）までの保育必要量の認定をいう。

5 これらの表において、生計を一にする世帯に属する子どもが小学校就学前の範囲内であって、複数同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこれらの表の適用については、最年長から順に2人目は利用者負担の月額欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額、3人目以降については0円とする。

6 前項の規定にかかわらず、B階層、C1階層及びC2階層（市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に定める特定被監護者等が2人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち、最年長の者から順に2人目は利用者負担の月額欄に掲げる額に2分の1を乗じて得た額、3人目以降については0円とする。

7 これらの表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号に掲げる世帯であって、C1階層及びC2階層に属する世帯にあつては、子ども子育て支援法施行令第14条の2に定める特定被監護者等が2人以上いる場合、最年長の者から2人目以降の利用者負担の月額額は0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。